

令和3事業年度

## 監事 監査報告書

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

自令和3年4月1日

至令和4年3月31日

国立研究開発法人

海上・港湾・航空技術研究所

## 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「うみそら研」という。）令和3事業年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の業務運営、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分（損失の処理）に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

本監査報告は、以下の方法により、うみそら研の本事業年度に係る業務運営、事業報告書及び財務諸表等の監査を行い、作成した。

#### 1. 監査計画の策定と監査準備等

令和3事業年度監事監査計画に基づき、理事長、経営戦略室長（経営戦略担当理事）及び各研究所長、各研究統括監その他職員と意思疎通を図り、情報の収集及び効率的な監査実施に向けた環境の整備に努めた。

令和3事業年度は、「統合効果の検証・評価」、「コーポレートガバナンスの観点の導入」及び「理事長はじめとする執行部門との意思疎通の検証」を基本方針とし、以下の項目を重点監査項目とした。

- ① 中長期計画の達成状況の検証
- ② 理事長の意思決定の状況の検証
- ③ 内部統制システムの構築・運用状況の確認・検証
- ④ 会計監査

なお、本事業年度の監査においては、海上技術安全研究所（以下「海技研」という。）及び電子航法研究所（以下「電子研」という。）については山口監事、港湾空港技術研究所（以下「港空研」という。）については西川監事が主として担当した。

## 2. 職務の執行状況等調査

理事会、役員懇談会、各研究所の幹部会その他重要な会議に出席し、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて各研究所長、系長・領域長及び関係部署の管理者、責任者等から職務の執行状況の説明を求めた。

## 3. 監査の実施と通則法に定める書類及び理事長決裁に係る法人文書の調査

うみそら研、各研究所の組織における業務の運営、財産の状況等の監査及び国土交通大臣に提出する書類を調査した。また、理事長決裁に係る全ての法人文書及び規程の新設・改正に係る法人文書を調査した。

## 4. 内部統制システムの整備及び運用状況の調査

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、「理事長との定期会合」において理事長から、「管理者へのヒアリング」において経営戦略室長（経営戦略担当理事）、各研究所長及び各研究統括監から聴取した。また、内部統制・リスク管理委員会にオブザーバーとして出席した。

さらに、必要に応じ役職員からその整備及び運用の状況について報告を受けた。

## 5. 会計監査人監査の適正性等調査

本事業年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を検証するに当たって、事前に会計監査人による監査計画及び重点監査項目の説明を受け、必要に応じ意見交換を実施した。また、期末監査の実施時においては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について必要に応じて説明を求めるとともに、証跡の提出を求めた。

会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行の通知」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

## II 監査の結果

### 1. うみそら研の業務が、法令等に従い適正に実施されているか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかについての意見

うみそら研の業務は、関係諸法令及び業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第1期中長期計画及び令和3年度計画に従い適切に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと考ええる。

本事業年度における主な取り組みとして、以下の活動が挙げられる。

#### (1) 分野横断的な研究の推進等

分野横断的な研究の推進等については、以下のとおり、中長期計画等に従い、効果的かつ効率的に実施されたものと考ええる。

「大規模災害時における海上・航空輸送に関わるボトルネック解析」については、傷病者輸送シミュレータの開発と活用、緊急支援物資輸送システムの開発等を実施している。

また、洋上風力発電の研究開発について研究発表会を開催するほか、シミュレーション技術や各種モニタリング技術、測位技術等を対象に3研究所での情報交換等を行っている。

さらに、流出重油回収時に有効な高圧ジェットによる重油回収技術開発を連携して実施している。

#### (2) 船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術に関する研究開発等（以下「海技研の研究開発等」という。）

海技研の研究開発等については、以下のとおり、中長期計画等に従い、重点研究等を中心に効果的かつ効率的に実施されたものと考ええる。

中長期計画に基づき、①海上輸送の安全の確保、②海洋環境の保全、③海洋の開発、④海上輸送を支える基盤的な技術開発といった4つの事項を重点分野とし、これに対応した11の研究テーマで実施している。

これら研究テーマに対応した研究開発課題について運営費交付金等を活用しており、特に重点的に進めるべき研究開発課題については、予算を重点的に配分して実施している。

また、科学研究費補助金等を活用した研究、国土交通省、文部科学省等の国や公的主体からの受託・請負研究、共同研究を実施するとともに、民間企業からの受託・請負研究、共同研究等の案件を積極的に獲得して

いる。

(3) 港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術に関する研究開発等（以下「港空研の研究開発等」という。）

港空研の研究開発等については、以下のとおり、中長期計画等に従い、特別研究等を中心に効果的かつ効率的に実施されたものとする。

中長期計画に基づき、①沿岸域における災害の軽減と復旧、②産業と国民生活を支えるストックの形成、③海洋権益の保全と海洋の利活用、④海域環境の形成と活用といった4つの事項を重点分野とし、これに対応した9の研究テーマで実施している。

これら研究テーマに対応した研究開発課題について運営費交付金等を活用しており、特に重点的に進めるべき研究開発課題については、予算を重点的に配分して実施している。

また、競争的資金を活用した研究、国土交通省、文部科学省等の国や公的主体からの受託・請負研究、共同研究も実施している。

平成30年度から、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）2期「スマート物流サービス」を実施しているところであるが、港空研が管理法人としての業務を適切に担っている。

(4) 電子航法に関する研究開発等（以下「電子研の研究開発等」という。）

電子研の研究開発等については、以下のとおり、中長期計画等に従い、重点研究等を中心に効果的かつ効率的に実施されたものとする。

具体的には、中長期計画に基づき、①軌道ベース運用による航空交通管理の高度化、②空港運用の高度化、③機上情報の活用による航空交通の最適化、④関係者間の情報共有及び通信の高度化といった4つの事項を重点分野とし、これに対応した9の研究テーマで実施している。

これら研究テーマに対応した研究開発課題について、運営費交付金等を活用しており、特に重点的に進めるべき研究開発課題については、予算を重点的に配分して実施している。

また、競争的資金を活用した研究、国土交通省、総務省等の国や公的主体からの受託・請負研究、共同研究も実施している。

(5) 研究開発成果の社会への還元

研究開発成果の社会への還元については、以下のとおり、中長期計画等に従い、効果的かつ効率的に実施されたものとする。

なお、主な取り組みについては以下のとおりである。

(技術的政策課題の解決に向けた対応)

本事業年度においては、海上輸送の安全確保等、港湾等の整備事業、航空交通の安全に関する技術課題に関し、国土交通省、同地方整備局、地方自治体等から受託研究をそれぞれからの委託を受けて実施している。受託研究の成果については、国等において、設計条件の設定、解析手法・性能照査手法の改良・設定、事業計画や対策の検討に必要な資料等で幅広く活用されている。

また、うみそら研が有する研究成果や技術的知見等について、国土交通省等が策定及び改定を行う基準やガイドラインに反映させるため、基準等の策定及び改定作業に積極的に参画し、海上輸送の安全確保・海洋環境の保全等に係る基準や港湾の施設に係る技術基準・ガイドライン、航空交通の安全等に係る基準等の策定及び改定に貢献している。

(災害及び事故への対応)

災害対応については、令和4年3月の福島県沖を震源とする地震に伴い、港空研は、相馬港及び塩釜港に国土交通省国土技術政策総合研究所と合同で調査団を派遣し、被災現地調査を実施している。また、港空研は、海底火山の噴火に伴い沖縄県や鹿児島県の離島等に漂着している軽石について、令和3年11月に国土交通省国土技術政策総合研究所と合同で調査団を派遣し、港湾・海岸付近の漂流・漂着等の現況調査、軽石等の性状調査を実施している。

事故への対応については、海技研が重大な海難事故原因の解析を実施し、その結果の報告を受けた運輸安全委員会が事故原因の究明に活用している。

(橋渡し機能の強化)

知的財産ポリシー、受託等業務取扱規程及び共同研究取扱規程に基づき、学術的なシーズを有する大学や産業的なニーズを有する民間企業等との共同研究、受託研究や公募型研究、技術コンサルティング、研究者・技術者等との情報交換・意見交換等の取り組みを行い、産学官における研究成果の活用を推進している。

また、海技研では、オープンプラットフォームとして海事・海洋ソリューションを効率的かつ高度に海事・海洋関係者に提供できるよう、海技研クラウド(HOPE Cloud、日本近海の波と風のデータベース、走錨リスク判定システム(錨ingなど9つのサービス)の一般利用を開始して

おり、これらの利用回数も着実に伸長している。

平成31年1月の科学技術・イノベーション創出活性化法の制定を受けて、うみそら研の業務に出資等業務が追加されたところであるが、本業務の実効性を確保するよう出資等の業務に関する具体的な手続、体制等の整備について監事意見で指摘したところである。これを踏まえ、出資等業務に係る規程の整備について検討している。

#### （研究データの管理・利活用）

すべての公的資金による研究データの管理・利活用の推進のために、令和3年3月に「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所研究データポリシー」（以下「研究データポリシー」という。）を制定したが、監事意見の指摘を踏まえ、研究データポリシーを改正して、うみそら研が管理する対象であるデータ及び公表・非公表の対象となるデータの明確化等を図ったところである。

これにより、各研究所が研究データの管理・利活用を円滑に推進することとしている。

#### （知的財産権の普及活用）

特許の出願等については、褒賞金の支払い等による出願のインセンティブ付与や、ホームページでの特許情報の公表など、特許出願を促進する一方で、出願等について厳格な手続きを行っている。

また、保有特許の利用のため、企業等へ積極的にアピールするため各研究所の研究発表会・講演会を活用するとともに、ホームページや開放特許情報データベースにおける取得特許の公開などを通じ、うみそら研の知財の普及を図っている。

知財取得の手続、実施補償金の額、知財の帰属等について、各研で違いがあることを監事意見で指摘したところ、各研独自の規程を廃止し、新たに国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所職務発明等取扱規程を制定したところである。

これにより、知財については、うみそら研として統一した取り扱いを行っている。

#### （情報発信や広報の充実）

行政等に対しては、研究発表会、講演会、研究所報告等の発行等により、研究業務を通じて得られた技術情報等に関する情報を積極的に発信している。電子研においては、国立国会図書館 HP の活用を始めている。

また、一般に対しては、研究成果を分かりやすく説明・紹介する広報誌やパンフレット等の発行、ホームページ掲載等の多様なツールを通じた広報周知活動を効率的かつ積極的に行っている。

本事業年度においては、社会還元や国際連携の取り組み内容の充実などホームページの改良を引き続き実施するとともに、バーチャル一般公開の開催などの工夫も行っている。

データベース型の研究者総覧であるリサーチマップについて、研究職員の業績を円滑かつ効率的に管理・発信できるよう、うみそら研を挙げて、リサーチマップの整理、内容の充実等を図ったところである。

#### (6) 戦略的な国際活動の推進

戦略的な国際活動の推進については、中長期計画等に従い、効果的かつ効率的に実施されたものとする。

研究成果の国際基準・国際標準化を実現するために、IMO、ICAO等への提案作成に関与するだけでなく、国際基準及び国際標準に関する国際会議にWEBを活用して積極的に参画している。

## 2. 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムの整備及び運用については、次のとおり、適正に実施している事項もあるが、引き続き、取組を強化すべき事項があるとする。

新型コロナ対策については、引き続き、混雑時間帯の回避、定時退勤、在宅勤務の推奨、WEB会議での対応等を図っており、適正に実施されたものとする。

なお、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

#### (1) 内部統制システムの整備・運用

内部統制システムの整備及び運用については、「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所内部統制の推進及びリスク管理に関する規程」(以下「内部統制・リスク管理規程」という。)を制定し、研究所の業務の適正性の確保、リスク評価・対応を行うための体制を整備している。

しかしながら、うみそら研が中長期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、内部統制システムの整備の一環として、以下の事項について検討すべきとする。



える。

#### （内部監査）

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所内部監査規程に基づき、理事長に任命された内部監査責任者が監査年次計画書及び監査実施計画書を作成し、内部監査業務を実施することとしている。

本事業年度では、①研究活動における不正行為の防止及び公的研究費等の管理、②予算執行管理及び会計処理、③資産管理、④災害時危機管理を3研究所共通の監査項目とし、さらに、海技研では安全衛生管理、航空研では文書管理と個人情報管理を監査項目としている。

内部監査が、内部統制システムの中のモニタリング機能としての役割を適正かつ効果的に発揮するためには、監査対象となる業務から独立した体制・仕組みで監査を実施するとともに、監査内容が客観性のあるものとするのが重要である。

このため、うみそら研は、他の国立研究開発法人の例を参考にしつつ、適正かつ効果的に内部監査を実施することができるような体制整備を図るべきものとする。

その際、法人文書管理状況監査、保有個人情報等管理状況監査及び情報セキュリティ監査の在り方についても、併せて検討するべきと考える。

#### （経営戦略・企画立案機能の強化）

経営戦略室は、研究所の運営基本理念及び運営方針の策定、分野横断的研究の企画及び調整、内部統制等の業務を行うこととされており、うみそら研が一体となって取り組むべき課題を担う役割が期待されている。

今後、科学技術・イノベーションをめぐる環境が著しく変化することが予想される中、うみそら研が「運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支える」という役割を担うためには、うみそら研が一体となって、研究業務、管理業務を効果的かつ適正に実施していくことが重要である。特に、政府が強力で推進しているデジタルガバメントに即した情報システムの整備及び管理についても、法人が一体となって取り組むべき課題である。

このため、現行の経営戦略室の業務内容、実施体制を検証し、理事長を支え、急激な社会経済情勢の変化にも対応できるような確かな経営戦略を構築できる体制のあり方等について検討するべきものとする。

### （規程類の統一）

うみそら研では、うみそら研共通の規程類と各研が策定した規程類があり、これら規程類に基づき業務が実施されている。

しかしながら、固定資産管理関係の規程等、各研固有の事情がなく独自で定める必要性のない規程については、業務の適正化、効率化を図る観点から、概ね、うみそら研共通の規程に再整理し、統一化を図るべきと考える。

### （2）内部統制・リスク管理規程の履行

内部統制・リスク管理規程に基づく内部統制・リスク管理委員会を2回開催し、重要リスクの把握及び取り組みについて、計画の策定、実施状況の報告等を行うとともに、リスク管理に係る重要な事項について検討を行っている。本事業年度では、コンプライアンスマニュアルの改訂を行ったところである。

なお、本事業年度では、緊急を要する事案の発生が認められなかった。

### （3）研究管理

研究計画・評価、研究不正防止、利益相反マネジメント及び安全保障輸出管理については、以下のとおり適正に実施されたものとする。

研究計画・評価等については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所研究管理規程等に基づき、研究計画の策定、研究評価を実施している。研究評価については事前・事後について内部の委員会及び外部の有識者による委員会を実施している。さらに港空研においては、昨年度からは、三層三段階評価といった、効率的かつ効果的な評価手法を導入している。

研究不正防止については「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所研究活動における不正行為の防止並びに公的研究費等の執行及び管理に関する規程」（以下「研究不正防止規程」という。）及びこれに基づく基本方針や不正防止計画に従い、倫理教育の徹底等の不正防止策を実施している。また、本事業年度では、令和3年2月に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、研究不正防止規程を改正し、コンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画の策定・実施、監事監査との連携等を図ることとした。

利益相反マネジメントについては、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所利益相反マネジメント実施規程及び利益相反マネジメント方針に基づき、事前自己申告、定期自己申告、利益相反委員会による

確認等を実施している。

安全保障輸出管理については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所安全保障輸出管理規程に基づき技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に対する管理業務体制を整備している。また、e-learningにより安全保障輸出管理研修を実施している。

#### (4) 業務運営の効率化

業務運営の効率化については、以下のとおり、適正に実施されたものとする。しかしながら、引き続き、業務の効率化に努めていくべきものとする。

##### (業務効率化検討委員会における検討)

本事業年度は、業務効率化検討委員会では、①会計システム関係、②電子決裁等の更なる利活用、③WEB 会議の活用、④テレワークの定着等について積極的に検討を行い、効率化を実施している。

##### (調達の合理化)

入札仕様書のメール対応の試行を行ったほか、電子入札システムについて令和4年2月1日より運用を開始し、入札公告、事業者登録などを順次行い、令和4年2月から運用を開始している。

##### (電子決裁、WEB 会議等の業務の電子化)

WEB 会議については、コロナ禍の影響により、役員懇談会、幹部会をはじめとする各種会議において普及が進んでいる。

また、海技研クラウドなどクラウドサービスの一般利用にも取り組んでいる。

さらに、業務効率化検討委員会での検討の結果、既存システムの回覧機能を活用した会議の推奨、電子決裁申請手続の簡素化、特許申請、共同研究契約の手続きの電子化、特許関係の各種書類や各種共有資料の電子化、会議資料のペーパーレス化を図ることとしている。

##### (テレワークの推進)

テレワークについては、コロナ禍の影響もあり、研究業務、管理業務ともに定着が進んでいる。

テレワークをさらに推進するために、office365 の導入、電子研における大容量ファイル転送システムの導入等の環境整備を図るほか、引き

続き、役員懇談会、幹部会等を通じてのテレワークの利用の呼びかけを行っている。

また、管理業務において、テレワークへの移行の検討対象を特定するとともに、テレワークの阻害要因等の分析を行っている。

#### (情報システムの整備・運用)

うみそら研の情報システムについては、クラウド機能のある office365 の導入等による新システムの運用を令和 4 年 4 月から開始している。

会計関係については、3 研究所統一の新会計システムの運用に引き続き、上記のとおり、令和 4 年 2 月から電子入札システムの運用を開始している。

今後とも、これらシステムを積極的に活用し、一層の業務の効率化を図ることが必要と考える。

#### (5) 法人文書管理等

法人文書の管理については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所文書管理規程に基づき、総括文書管理者、文書管理者等を指定するとともに、法人文書管理簿への記載、移管又は廃棄等を実施している。また、監査責任者による監査も実施している。

保有個人情報等の管理については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所個人情報等管理規程に基づき、総括保護管理者、保護管理者等を指定するとともに、アクセス制限、媒体の管理等を実施している。また、監査責任者による監査も実施している。

#### (6) コンプライアンスの順守

コンプライアンスの順守については、適正に実施されたものとする。コンプライアンスについては、平成 28 年に「コンプライアンスマニュアル」を作成し、「社会からの信頼に応えることを継続していくこと」を目指し、平易な表現で倫理・行動指針だけでなく順守すべき事項も示し、役職員にコンプライアンス順守を促進している。本事業年度は同マニュアルの一部を改訂した。

#### (7) 安全・衛生

安全・衛生については、以下のとおり概ね適正に実施されたものとする。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所安全衛生管理規程及び

管理方針・管理計画に基づき安全・衛生対策を実施している。

具体的な安全管理対策としては、安全対策マニュアルの更新、安全防災パトロール、ヒヤリハットの情報収集、地震の際の施設等点検、耐震診断、防災・津波避難訓練、安全講習等を実施している。

なお、保有施設の点検を実施し必要な補修も実施している。

具体的な衛生管理対策としては、ストレスチェック、メンタルヘルス講習会、セルフケアセミナー、メンタルヘルスカウンセラーによるカウンセリング、産業医による健康相談等を実施している。

#### (8) 固定資産の管理

固定資産の管理については、以下のとおり適正に実施されているものとする。

固定資産（少額備品や換金性の高い物品も含む。）については、港空研波崎海洋研究施設、電子研岩沼分室も含めて、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所会計規程等に基づき固定資産台帳への登録、標示票の貼付、実地検査等により管理を行っている。

なお、海技研旧大阪支所については、平成26年3月の本所への機能移転以降、国庫納付に向けての準備を行うほか、維持管理を適切に実施している。

#### (9) 業務の継続

業務の継続については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所業務継続基本計画（以下「BCP」という。）に定められたとおり、勤務時間外に発生した場合に参集できる職員の把握、必要な食料、飲料水等の備蓄、安否確認等の訓練等を実施している。

しかしながら、業務の継続のためには、現行のBCPに定められたものだけでなく、業務継続に係るリスクを幅広く把握・検証を行うとともに、それに基づいてBCPのあり方を検討することが必要と考える。

研究業務を通じて得られた各種のデータの喪失は、業務継続のリスクの一つであり、仮に大規模地震等で原データが損傷しても研究業務が維持できるよう、バックアップを図ることが重要である。現在、office365のクラウド機能の活用等を含めてバックアップの手法等について検討しているところである。

また、研究施設等の機能の喪失も業務継続のリスクであるが、大規模な故障等が発生した場合でも機能維持が図られるような対策を検討し、実施することが必要である。

#### (10) 情報セキュリティ

情報セキュリティ対策については、以下のとおり適正に実施されたものとする。

情報セキュリティポリシー、情報の格付及び取扱制限に関する規程等の情報セキュリティ関係規程に基づき、情報セキュリティ推進計画の策定及び推進、情報の格付及び取り扱い制限措置、例外措置の審査・適用等の対策を実施している。

本事業年度は、情報セキュリティ推進計画に基づき、自己点検、e-learning、情報セキュリティ監査等を実施している。

情報セキュリティ監査については、①情報セキュリティ関係規程の準拠性の確認、②情報セキュリティ管理体制及び実施手順の整備状況③情報セキュリティに関する教育実施状況、④情報セキュリティ対策の自己点検実施状況について確認、ヒアリング等を実施した。

なお、本事業年度は、独立行政法人情報処理推進機構による「サイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査（マネジメント監査）」が実施された。

### 3. 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実に関すること

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

### 4. 財務諸表等についての意見

(1) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）

財務諸表（貸借対照表、損益計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）については、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、うみそら研の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況、行政コストの状況及び純資産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものとする。

## (2) 利益の処分（損失の処理）に関する書類

利益の処分（損失の処理）に関する書類については、法令に適合しているものとする。

## (3) 決算報告書

決算報告書については、理事長による予算区分に従って、一定の事業等のまとめりごとに決算の状況を正しく示しているものとする。

## (4) 会計監査人の会計監査

会計監査人の会計監査については、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、うみそら研の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況、行政コストの状況及び純資産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものとする旨の「無限定適正」を付している。

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査については、監査の方法及びその内容、会計監査の結果報告は相当であるとする。

## 5. 事業報告書についての意見

令和3年度事業報告書は、法令に従ううみそら研の業務の状況を正しく示しているものとする。

## 6. 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

該当事項なし。

## III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府からの要請（給与水準の適正化、法人の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示など）に係る措置については、それぞれ適正に対応されているものとする。

### (1) 給与水準の適正化

うみそら研は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技

術面から支えるための業務を担っている。そして、その業務内容は、国の試験所、研究所等が行うものに近い性格を有している。

うみそら研の役員の報酬等の水準については、通則法第50条の2の趣旨を踏まえ、国家公務員指定職給与を参考としつつ、うみそら研の業績評価結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じて決定されており、その報酬水準は妥当であると考ええる。

また、職員の給与等についても、通則法第50条の10の趣旨を踏まえ、人事院の給与勧告等を考慮して決定されており、その給与水準は妥当であると考ええる。

また、うみそら研の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表については、総務省のガイドラインに則った方法で適切に公表されていると考ええる。

## (2) 理事長の報酬水準

うみそら研は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるという使命の下、様々な重要な政策課題について技術的な課題の解決に取り組んでいる。

理事長は、これら高度で多様な業務を総理するとともに、幅広い知識と経験による高いマネジメント能力とリーダーシップを発揮し、牽引することが求められる。

理事長の報酬は、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）による要請を継続して踏襲し、国家公務員指定職俸給表の事務次官の給与の範囲内としていることから、報酬水準は妥当であると考ええる。

## (3) 契約の適正化（随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況）

うみそら研では、令和3年度調達等合理化計画において一者応札・応募の改善、共同調達の推進等を重点的に取り組むべき項目とし、同計画に従い調達業務を実施している。

契約監視委員会は、随意契約の妥当性、一般競争入札等の契約の点検及び令和3年度調達等合理化計画の自己評価、令和4年度計画策定の点検を行った結果、妥当であると確認された。

監事監査においても、随意契約の妥当性、一般競争入札等における契約の状況及び一者応札・応募の改善への取組状況について検証している。

契約の適正化の取組については、適正であると考ええる。



(4) 保有資産の見直しについて

保有資産の見直しについては、適切に実施したものとする。

(5) 情報開示について

国民の情報へのアクセスを容易にするため、うみそら研のウェブサイトに、「附帯決議等を踏まえた総務省通知に基づく情報公開」のほか、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、通則法その他の法令、ガイドライン等に基づく公表事項について適時適切に開示しているものとする。

IV 監査報告を作成した日

令和4年6月29日

令和4年6月29日

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

監事 山口 浩孝

監事 西川 久仁子